行政書士しが

発行所　滋賀県行政書士会
発行人　井上超由／編集人　奥野慎太郎
所在地　滋賀県行政書士会館
〒520－0056
大津市末広町２－１（ＪＲ大津駅前徒歩１分）
TEL(077)525-0360・FAX(077) 528-5606
E-mail：shigakai@gyosei-shiga.or.jp
URL：http://www.gyosei-shiga.or.jp/

行政書士業務の周知と一般公開セミナー開催の意義

滋賀県行政書士会　企画部長　西村　泰成

“行政書士”の名称は知っていても、残念ながら行政書士の業務についてきちんと理解いただけていない場合がまだまだあると感じられます。「行政書士は扱う業務範囲が広すぎて専門性がないと言われることがあります。しかし、これは間違っていて、様々な分野の専門家が集まっているのが行政書士であり行政書士会」（2018.5.10会報『行政書士しが』　井上超由会長一面記事より抜粋。）であると言えます。

今までどおり「業務に精通し、公正誠実に職務を行う」（行政書士倫理綱領）ことを原則とした上で、「各団体、各業界との良好な関係を保ちつつ、交流や交渉によって行政書士法の遵守を促していくことも我々が取り組んでいかなければならない課題」（2018.6.10会報『行政書士しが』　松田健副会長一面記事より抜粋。）と考えております。

この点においても、また行政書士業務の周知においても、一般公開セミナー開催は有意義な手段かと考えております。当日多くの方に参加していただくことはもちろん大事なのですが、開催当日までの過程が非常に重要であると考えております。セミナーで取り上げるテーマはもちろん、講師は誰にお願いするか、後援はどこからいただくか、チラシの記載内容はどうするのか、チラシの配布先はどこにするか。行政書士会主催セミナーの成功目標には「人集め」もさることながら「準備過程」も入っていると考えております。

この度、平成30年度一般公開セミナーを開催いたします。外部の方向けセミナー開催は滋賀会としては初めての試みとなります。今回は、経営事項審査・入札参加資格審査について取り上げ、主に滋賀県内の建設業者様を対象としたセミナーです。今回のセミナー開催の目的は、建設業法で定められた経営事項審査制度や滋賀県の公共工事入札参加の制度や資格審査の方法等について広く知っていただき、県の土木交通行政の推進に協力させていただくものです。併せて行政書士制度、業務内容をよりよく広く知っていただくことを目的としております。

企画段階より、部、部会の枠も超え、多くの方の協力を得ながら企画部を中心に、オール滋賀会として計画したセミナーです。滋賀会会員の皆さまも、建設業者様、建設業許可取得を検討なさっている業者様等をご存じの方は、ぜひこのセミナーをアナウンスいただければ幸いです。